

地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱
平成15年4月21日（総基高第37号）制定
平成16年4月28日（総基高第28号）一部改正
平成17年5月24日（総情方第55号）一部改正

（通則）

第1条 地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、国が市町村又は市町村の連携主体（以下「市町村等」という。）に対し、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業（地域情報交流拠点施設整備事業及び加入者系光ファイバ網設備整備事業の総称をいう。以下「基盤整備事業」という。）に要する経費の一部補助を行うことにより、総合的生活関連情報や産業・文化情報を効果的に収集・提供することによって、新たな連帯・連携意識の醸成、地域資源を活用した新たな産業の振興及び情報による地域間交流の推進等を展開すること並びに高度情報通信ネットワークの基盤整備を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域情報交流拠点施設整備事業とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された市町村及び構成市町村の2分の1以上が同項の規定により公示された市町村である広域市町村圏の一部事務組合等（以下「一部事務組合等」という。）が行う情報交流のための拠点施設を整備（改修を含む。）する事業であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ア CATVやパソコン通信等の情報メディアの拠点機能を有する施設を整備するものであって、原則として過疎法第6条に定める市町村計画において当該年度において実施するものとして定められたものであること。
 - イ 生活関連情報や産業情報等の受発信を行い、情報による地域間交流を推進するための施設を整備するものであること。
 - ウ 生活の利便性の向上や産業の振興を図るための施設を整備するものであること。
- (2) 加入者系光ファイバ網設備整備事業とは、地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して、超高速インターネットアクセスを可能とする加入者系光ファイバ網設備の整備の事業であって、次に掲げるものをいう。

ア 過疎法第2条第2項の規定により公示された町村（以下「過疎町村」という。）又は離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第2項の規定により公示された離島振興対策実施地域、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）、辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。以下同じ。）、半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第4項の規定により公示された半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）、山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第4項の規定により公示された振興山村をいう。以下同じ。）若しくは特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定による特定農山村地域をいう。以下同じ。）が属する町村が行うもの。

イ 平成16年1月1日以降に市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市（当該合併の日の前日において、その区域の全部又は一部が、過疎町村又は離島が属する町村の区域であったものに限る。）が、その区域のうち、当該合併の日の前日において、過疎町村又は離島が属する町村の区域であった区域において行うもの。

ウ 平成16年4月2日以降に市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市（当該合併の日の前日において、その区域の全部又は一部が、辺地、半島、山村又は特定農山村が属する町村の区域であったものに限る。）が、その区域のうち、当該合併の日の前日において、辺地、半島、山村又は特定農山村が属する町村の区域であった区域において行うもの。

（補助対象経費）

第4条 基盤整備事業を実施するために必要な経費（以下「基盤整備事業に要する経費」という。）は、別表に掲げる経費とし、うち補助金の交付の対象として総務大臣（以下「大臣」という。）が認める経費を補助対象経費という。

（交付額）

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄左に掲げる額を予算の範囲内において同表の右欄に掲げる対象となる市町村等に補助する。

ただし、補助対象経費又は交付決定額は、同表の左欄に掲げる区分に従い、交付決定単位ごとに中欄右に掲げる額を上限又は下限とする。

区分	額	対象となる市町村等			
		交付額	上限又は下限		
地域情報 交流拠点 施設整備 事業	C A T V 関連 施設整備事業	市町村が当該 事業を行なう場 合	補助対象経費の 3分の1以内の 額	補助対象経費 は、交付決定単 位ごとに一件當 たり 473,1 30千円を上限 とし、340, 000千円を下 限とする。	当該市町村
	一部事務組合	補助対象経費の 3分の1以内の 額	補助対象経費 は、交付決定単 位ごとに一件當 たり 643,7 16千円を上限 とし、420, 000千円を下 限とする。	当該一部事務組合 等	
	パソコン通信 関連施設整備 事業	市町村が当該 事業を行なう場 合	補助対象経費の 3分の1以内の 額	補助対象経費 は、交付決定単 位ごとに一件當 たり 170,5 86千円を上限 とし、80,0 00千円を下限 とする。	当該市町村
加入者系光ファイバ網設 備整備事業	市町村が当該 事業を行なう場 合	補助対象経費の 3分の1に相当 する額		当該市町村	

- 2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。
- 3 利用者の一層の利便を図るとともに施設の効率的運営を図るため、この要綱に基づく地域情報交流拠点施設整備事業による施設と他の国庫補助を受ける施設を併設する場合等（他の国庫補助を受ける施設部分をこの要綱に基づく施設内に包含する場合を含む。）の補助事業に要する経費については、原則として各施設の延床面積（共有部分を除く。）により案分して求めるものとする。

（交付の申請）

第6条 市町村等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号の1又は第1号の2による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第7条 大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号の1又は第2号の2による交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付決定通知を受けた市町村等（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号の1又は第3号の2による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号の1又は第4号の2による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、軽微な変更とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
 - (2) 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (3) 補助目的及び事業能率に關係なき事業計画の細部変更である場合
- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号の1又は第5号の2による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

らない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号の1又は第6号の2による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があつた場合は、速やかに様式第7号の1又は第7号の2による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第8号の1又は第8号の2による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

(額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号の1又は第9号の2による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号の1又は第10号の2による補助金精算払請求書、概算払いの場合は様式第11号の

1 又は第 11 号の 2 による補助金概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 大臣は、第 9 条第 2 項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 7 条の決定の内容（第 9 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 13 条第 3 項の規定を準用する。

(補助事業の経理)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならぬ。

(補助金交付の際付す条件)

第 17 条 補助事業者（基盤整備事業を行う市町村等に限る。以下この条において同じ。）は、基盤整備事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第18条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第12号の1又は第12号の2による届出書の提出をもって大臣の承認があったものとして取り扱う。

ただし、当該届出書に記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(収益納付)

第19条 大臣は、基盤整備事業を行う市町村等が、基盤整備事業によって整備した施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、当該市町村等に対し、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨命じることができる。

2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

(書類の提出)

第20条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通(第14条第2項に定める様式第10号の1及び第11号の1については正本1通に副本2通)を添えて大臣に提出するものとする。ただし、加入者系光ファイバ網設備整備事業については、当該市町村等の所在地を管轄区域とする総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して提出するものとする。

(その他必要な事項)

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月24日から施行する。
- 2 地域情報交流基盤整備モデル事業費補助金交付要綱(平成14年6月21日総基高第41号。以下「モデル要綱」という。)及び「地域公共ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱(平成14年6月28日総情地第84号)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に補助金が交付されている地域情報交流拠点施設整備モデル事業補助金交付要綱(平成7年10月18日7国地総第304号)の規定に基づく地域情報交流拠点施設整備モデル事業費補助金、地域情報交流拠点施設整備モデル事業補助金交付要綱(平成8年5月10日8国地総第192号)の規定に基づく地域情報交流拠点施設整備モデル事業費補助金又は地域情報交流拠点施設整備モデル事業補助金交付要綱(平成12年4月3日12国地総第148号)の規定に基づく地域情報交流拠点施設整備モデル事業費補助金及び交付若しくは交付決定されているモデル要綱の規定に基づく地域情報交流拠点施設整備事業に係る補助金又は平成14年度に着手したモデル要綱の規定に基づく地域情報交流拠点施設整備事業に係る平成15年度分の補助金(平成16年度以降の年度に繰り越したものを含む。)については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている地域公共ネットワーク基盤整備事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている加入者系光ファイバ網設備整備事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている地域公共ネットワーク基盤整備事業については、なお従前の例による。

別表

事 業 の 区 分	経 費 区 分	内 容
1 地域情報交流拠点施設整備事業	C A T V 関連施設整備事業	<p>施設・設備費</p> <p>地域情報交流拠点施設整備に必要な次の施設・設備の整備に要する経費。ただし、土地の取得造成費及び庁舎等公用に供する施設に係る経費を除く。</p> <p>(ア) CATV放送施設 (イ) スタジオ施設 (ウ) 映像ライブラリー施設 (エ) その他必要な施設</p>
	パソコン通信関連施設整備事業	<p>施設・設備費</p> <p>地域情報交流拠点施設整備に必要な次の施設・設備の整備に要する経費。ただし、土地の取得造成費及び庁舎等公用に供する施設に係る経費を除く。</p> <p>(ア) パソコン通信拠点施設 (イ) 研修施設 (ウ) 情報ライブラリー施設 (エ) その他必要な施設</p>
2 加入者系光ファイバ網設備整備事業	設備費	<p>ア 加入者系光ファイバ網設備の設置に必要な次の設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) 光ファイバケーブル (イ) 光電変換装置 (ウ) 送受信装置 (エ) 加入者系無線アクセス通信装置</p> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯設備（大臣が別に定める設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p>